

道路運送法第4条許可申請における取扱いについて

吉野・与瀬地区乗合タクシー及び菅井地区乗合タクシーを運行するにあたり、道路運送法第4条許可申請における「区域運行に係る事業計画」について、次の事項が国の申請に対する処理方針に合致しないことが想定されるため、相模原市地域公共交通会議において協議を行った結果、次のとおり取り扱う。

1 運行事業者の営業所の位置

【処理方針】

- ・区域運行を行う場合に当たっては、営業区域の設定が、原則地区単位（大字・字、町丁目、街区等）となる。
- ・区域運行を行う営業所は営業区域内にあることを要する。

【本事業における取扱い】

「営業区域を相模原市緑区内とし、相模原市緑区内に営業所のある交通事業者を対象に選定」を行うこととする。

2 事業用自動車の定員

【処理方針】

区域運行に使用する事業用自動車の乗車定員は、11人以上であり、かつ、事業計画及び運行計画を的確に遂行するに足るものであること。

【本事業における取扱い】

「乗車定員が8人以上11人未満のワゴン型の車両」を基本とする。

3 事業用自動車の併用

【処理方針】

一般乗合旅客自動車運送事業に係る事業用自動車と、他の一般旅客自動車運送事業に係る事業用自動車とは、それぞれ別に登録する必要がある。

【本事業における取扱い】

乗合タクシーとしての運行時間以外は、他の一般旅客自動車運送事業に係る事業用車両として運行を行うなど、「事業用車両の併用を可」とする。